

# 基本目標 4

## 安全で快適な暮らしのあるまち

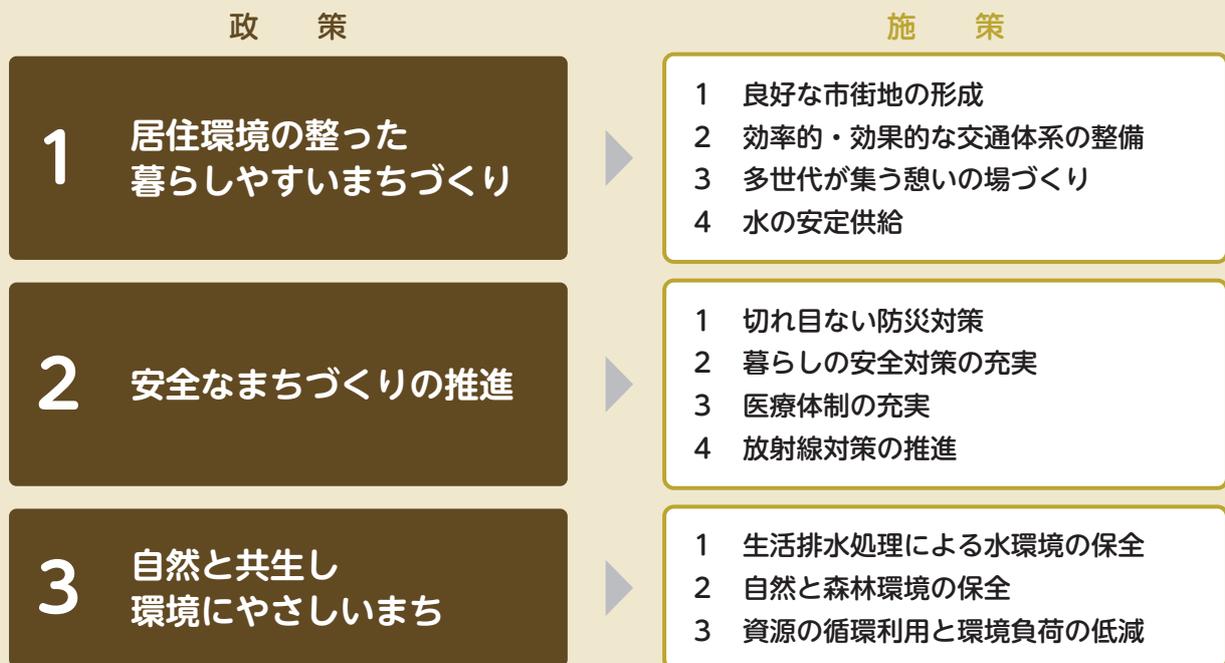
### 政策の展開

- 1 居住環境の整った暮らしやすいまちづくり
- 2 安全なまちづくりの推進
- 3 自然と共生し環境にやさしいまち



# 安全で快適な暮らしのあるまち

## 施策体系



## 重点プロジェクト

### 二本松駅南地区整備事業・二本松駅南住宅団地造成事業

二本松駅南地区は、狭<sup>きょう</sup>あいな道路に挟まれた住宅密集地のため建築確認要件の接道義務を満たしていない敷地が多く、さらには消防・救急活動もままならない状況にあります。

また、駅南側からの駅利用者も相当数見受けられる一方で現在の南北に通じる跨線橋<sup>こせんきょう</sup>の幅員も狭く、二本松駅周辺環境の改善が求められています。

良好な居住環境の整備と駅利用者の利便性の向上、更には歩行者の安全を確保しつつ人口減少時代に向けたコンパクトシティの形成を目指します。

二本松駅南整備事業にあわせ、旧市営住宅茶園団地敷地を有効活用し、優良宅地の供給を行うことにより、持ち家の促進を図り人口の定着化、中心市街地の人口増加、地域の活性化を図ります。

## 政策

## 1

## 居住環境の整った暮らしやすいまちづくり

## 目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
中心機能拠点地区の人口増加数（率）	22,421 人	22,752 人 (+0.1%)	22,672 人 (+0.1%)
市道舗装率	60.7%	61.7%	62.7%
公共交通利用率	8.6 回 /年・人	9.3 回 /年・人	9.3 回 /年・人
水道普及率	87.9%	91.2%	92.2%

## 施 策

## 1-1

## 良好な市街地の形成



## 現状と課題

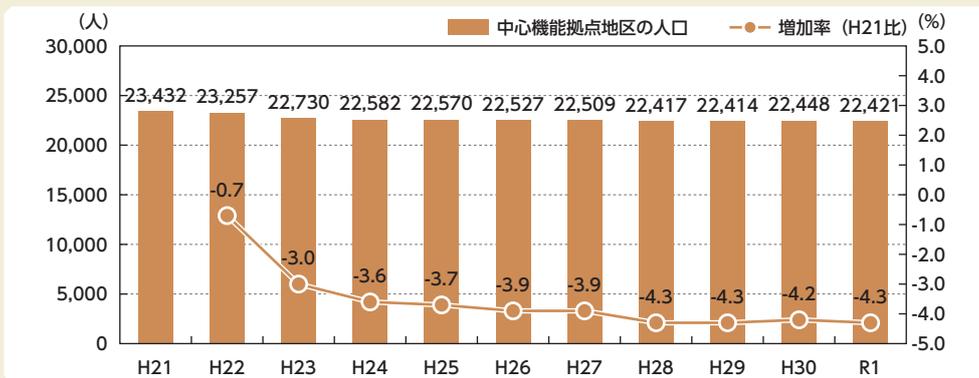
住宅地や交通網などの生活基盤となる居住環境は、暮らしの基本となるものであり、本市においても住環境の向上に向けた整備を進めています。

少子高齢化や人口減少が見込まれる今後のまちづくりにおいては、都市機能を集約したコンパクトな市街地の形成が求められています。良質な住環境を提供するため、機能的な都市づくりを進めるとともに、周辺地域においては、生活を支える機能の整備と交流活動等により、地域の活性化につなげる必要があります。

公営住宅の整備については、一部の老朽化した市営住宅の修繕・維持管理が必要となっています。また、震災後に復興公営住宅が市内4箇所を整備されたことも踏まえつつ、ニーズ量に基づいた住宅開発等に努める必要があります。

関連データ

中心機能拠点地区の人口・増加率



出典：「都市計画課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

豊かさが実感できる個性あるまちづくりを進め、まちの魅力向上やにぎわい創出につながるよう、都市機能がコンパクトに集積し、歴史・文化を背景とした良好な景観形成に努めます。

二本松駅周辺については、にぎわいのある都市空間の創出と良好な居住環境の整備、駅利用者の利便性の向上、さらには歩行者の安全確保に努めるなど、計画的な整備を推進します。安達駅および杉田駅周辺は引き続き民間による開発事業の促進を図り、居住環境が整備された秩序あるまちを計画的に創出します。

市営住宅については、市内で復興公営住宅や雇用促進住宅の整備が完了したことを踏まえ、新たな整備は行わず、既存住宅の適正な維持管理により長寿命化を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
都市計画マスタープラン改定事業	都市計画法第18条の2に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定が義務付けられている。概ね5年毎に計画の評価を実施し、必要に応じて改定する。
景観形成重点地区基本計画策定事業	景観法（平成17年施行）の枠組みを活用した景観行政を推進するため、景観行政団体になり、景観法委任条例に移行し景観計画を策定する。
都市計画の見直し事業	新たな都市計画政策全般の基本方針となる都市計画マスタープランの改定とあわせて都市計画規制の見直しにより無秩序な土地利用を防止するとともに、良好な住環境の整備を図る。
立地適正化計画改定事業	「集約・連携型都市構造」の実現につながるまちづくりと、地域交通との連携による「コンパクトシティ+ネットワーク」を進めるため、立地適正化計画を策定し、必要に応じて改定する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
屋外広告物規制指導、景観条例に基づく景観形成	屋外広告物条例および景観条例に基づき、指導・許可事務を行う。
二本松駅南地区整備事業	二本松駅南地区に広場および接続道路を整備することにより、良好な住環境整備および利便性の向上を図り、コンパクトシティの形成を目指す。
杉田駅周辺整備事業	杉田駅周辺の良好な道路ネットワークを整備することにより、住環境向上を図るとともに、民間開発の促進を図る。
安達駅西地区整備事業	開発が進む安達駅周辺において、整備が完了した東地区との均衡ある発展を図るため、また魅力ある街区形成を推進するため西地区を整備する。
安達支所東地区整備事業	安達支所東地区に公共的施設を計画的に誘導するとともに、公園を設けるよう努める。
二本松駅南住宅団地造成事業	二本松駅の南側の本市の中心市街地に位置しており利便性の高い本地区を、現在進められている二本松駅南地区整備事業とあわせて優良な住宅地として整備し、市営住宅移転跡地の有効活用を図り、中心市街地の人口増加と活性化を図る。
空家除却費補助事業	不良度の高い空家の除却を行う者に対し、除却にかかる費用の一部を補助し、空家等の除却を促進し、居住環境の整備改善を図る。

施策  
1-2

効率的・効果的な交通体系の整備



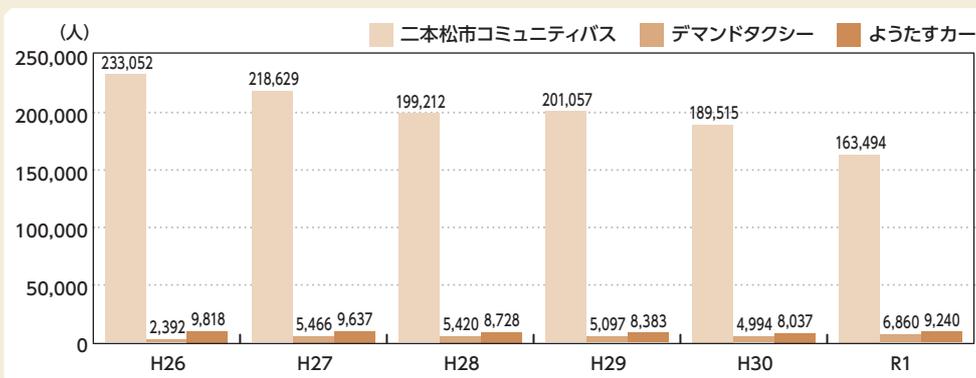
現状と課題

市内の道路網は、東北自動車道や国道のほか主要地方道、一般県道を基幹道路として、地域間を結ぶ幹線市道や集落間を結ぶ生活道路があります。幹線市道や生活道路においては、改良工事や拡幅工事により快適な交通網の整備を進めるとともに、公共交通を確保し、道路のネットワーク化を推進してきましたが、居住環境や社会情勢の変化、観光交流による交通量増加、通学路等における安全対策など、新たな課題に対応する整備が求められています。また、これまでに整備した道路網を維持するために、路面・側溝や橋りょう、安全施設等の修繕・長寿命化もあわせて行っていく必要があります。

公共交通については、地域間を鉄道と路線バスで、地域内をコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどで結び、市民が利用しやすく持続可能な公共交通サービスを継続して提供していく必要があります。

関連データ

地域公共交通の輸送人数（交通機関別）



※コミュニティバスは小中学校通学利用も含む  
 ※デマンドタクシーは平成26年10月から運行開始

出典：「秘書政策課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

国道および主要地方道・<sup>きょう</sup>県道の狭あい区間と交通渋滞の早期解消、交通安全施設の整備などを関係機関に働きかけ整備を促進します。

都市計画道路については、都市計画の見直しにあわせ、周辺の土地利用も考慮した整備を進めます。幹線道路については、優先順位に基づき計画的な整備とあわせて一体的な沿道市街地づくりを進めるとともに、生活道路については、幹線道路と有機的に連携し、安全・安心な整備を進めます。加えて、道路や橋りょうなどを点検し、老朽化した舗装路面の補修、質的改良・補修などを実施し、安全性の向上や長寿命化を図ります。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

また、通学路や交通量の多い道路については、交通安全施設の整備を行うとともに、歩行者の夜間の防犯および交通の安全を確保するため道路照明の設置を進めます。

公共交通については、利便性の強化のほか、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー（福祉タクシーを含む）の利用者の意向を踏まえた料金の助成事業の充実や運行の在り方を見直し生活交通の確保に努めます。

### 主な取組事項

事業名	事業内容
公共交通の充実 (生活バス路線維持対策事業)	住民の交通の利便性を維持することを目的として、生活バス路線の運行に要する経費について補助金を交付する。
公共交通の充実 (コミュニティバス運行)	安達、岩代、東和地域において、地域住民の移動手段としてコミュニティバスを運行する。
公共交通の充実 (デマンド型乗合タクシー運行) (再掲：1-2-1 掲載)	安達、岩代、東和地域において、地域住民の移動手段としてデマンド型乗合タクシーを運行する。
公共交通の充実 (タクシー料金助成事業)	高齢者等の移動支援を目的として、タクシー料金の一部を助成する。
地域公共交通活性化協議会運営	地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議する地域公共交通活性化協議会を運営する。
駐輪場の維持管理	二本松・杉田・安達駅周辺駐輪場の適切な維持管理に努めるとともに、関係機関と連携して放置自転車の調査・整理等を行う。
主要幹線道路整備事業	地域間を結ぶ幹線道路である1級市道および2級市道について、交通安全の確保、交通利便性の向上を図るため、道路の計画的な整備を進める。
幹線道路整備事業	幹線道路のうち歩道のない区間や屈曲 <small>きよく</small> で狭い箇所を解消し、交通安全の確保、交通利便性の向上を図るため、道路の計画的な整備を進める。
生活幹線道路整備事業	地域間を結ぶ連絡道路であるとともに、観光道路や農産物の輸送路として利用されている路線の屈曲 <small>きよく</small> で狭い箇所を解消し、交通安全の確保、交通利便性の向上を図るため、道路の計画的な整備を進める。
一般市道整備事業	道路整備計画を基本に、地域要望等も勘案し、交通安全の確保、交通利便性の向上を図るため、道路の計画的な整備を進める。
生活道路整備費補助事業	生活道路整備に係る費用の一部を補助することにより、生活環境の向上を図る。
都市計画道路整備	市街地の道路条件の改善や、計画的な都市づくりのため、都市計画の一環として道路整備を進め、土地利用の高度化と良好な住環境整備を推進する。

事業名	事業内容
道路環境整備事業	雨水排水路・側溝の整備および舗装路面の補修を行い、安全かつ円滑な道路環境の整備を図る。
道路照明新設事業	夜間の防犯および交通の安全を確保するため、道路照明（LED灯）の整備を図る。
道路照明LED更新事業	CO <sub>2</sub> 排出抑制および電気量削減のために、既存道路照明をLED灯に交換する。
交通安全施設整備事業	交差点等のカラー舗装、グリーンベルト、歩道整備、ガードレール等の交通安全施設の整備を行い交通安全確保を図る。
除雪対策事業	冬期の道路交通を確保するため、道路除雪を行う。
歩道整備事業	計画的な歩道整備を行い歩行者の安全を確保する。
道路ストック総点検事業	路面性状調査（ひび割れ率、わだち掘れ深さ、平坦性等の調査）、道路附属物点検調査（大型標識、道路照明の点検調査）を行い、道路の安全確保を図る。
道路補修事業	道路の老朽化が進んできた舗装路面の補修を行うとともに、路上再生路盤工により質的改良を行い、安定した道路を構築し、道路を走行する車両の安全かつ円滑な交通を確保する。
道路橋長寿命化修繕事業	老朽化した道路橋を点検、修繕して、道路橋の安全性の向上や長寿命化を図る。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編



施策  
1-3

多世代が集う憩いの場づくり



現状と課題

美しいまちなみや歴史・文化の薫り高い景観は、市民の生活にうるおいを与えるとともに、市外からの観光客にとって二本松らしさを実感できる空間となります。引き続き公園や緑地確保に努めるとともに、鏡ヶ池公園や智恵子の杜公園、安達ヶ原ふるさと村など既存公園の機能強化や老朽化対策など、公園整備を計画的に推進していく必要があります。

基本方針

地域コミュニティの交流の場として身近な公園を整備し、市民との協働による維持管理に努めます。

また、観光・交流の拠点となる公園については、既存施設の機能強化や老朽化施設の再編などを行っていくほか、集客や滞在時間の延長による消費拡大も考慮した整備に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
霞ヶ城公園整備事業 (再掲：2-1-2 掲載)	公園の日常管理のほか、公園を利用する市民や観光客等の満足度向上を目的に施設整備を行う。
安達ヶ原公園・安達ヶ原ふるさと村整備事業	四季折々の楽しみ方を持つ両公園の整備を推進することによりその相互利用を図り、公園利用者の満足度向上を図る。
観音丘陵遊歩道整備事業	本市の中心部に位置する本遊歩道について、利用者が安全かつ快適に通行できるよう整備を行う。
地域公園利活用促進事業	地域住民の憩いの場所として点在する公園の利活用を促進するため、日常管理とあわせ施設整備を行う。
公園ボランティア	地域に根ざした公園づくりを目的に、市民等に清掃ボランティアを募り、公園美化活動への積極的な参加を促す。

施策  
1-4

水の安定供給



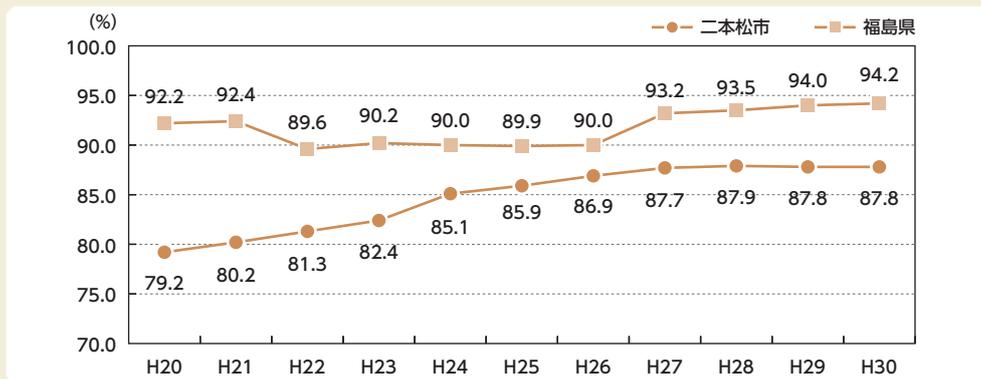
現状と課題

水の安定供給については、上水道および簡易水道において給水区域の拡張、老朽化した配水管の布設替えや施設の耐震化などを推進するとともに、上水道事業と安達簡易水道事業との統合を進めてきました。

今後も、老朽施設の改修など施設管理の徹底により、水の安定した供給を推進していく必要があります。また、地域により差異のある水道料金体系等の課題があり、合併前の旧4市町の水道事業の変遷等を勘案しながら、総合的な検討が必要です。

関連データ

水道普及率



出典：二本松市「上下水道課資料」（二本松市） 福島県「福島県食品生活衛生課業務資料」（福島県）／各年度

基本方針

安全でおいしい水の提供は、住民生活と福祉の向上、地域の発展等に不可欠なものであることから、経営基盤の安定と強化を図りながら、上水道未普及地域の解消を進めるとともに、老朽化した配水管の布設替えや施設の耐震化、水源バックアップ体制の確保など、災害時にも安定供給可能で上質な水の提供に努めます。

また、水道事業の安定化を目指し、効率的、効果的に事業を推進するとともに、さらなる経営の効率化や水道料金の見直しなどについて検討し、持続可能な水道事業経営を図ります。

上水道および簡易水道の計画区域以外の地域においても、生活用水の確保等に対し助成を行い、衛生的で質・量ともに安心できる水源の確保を図ります。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方針の柱

資料編

主な取組事項

事業名	事業内容
上水道第七次拡張（未普及地域解消）事業	第七次拡張事業を推進するとともに、上水道未普及地域解消を進める。
東和簡易水道未普及地域解消事業	東和地域の水道未普及地域を解消するため、水道施設を整備する。
二本松地域施設改良事業	二本松地域上水道の水道施設の耐震化や、老朽化に伴う施設等を整備する。
安達地域施設改良事業	安達地域上水道の塩化ビニル管等、耐震管へ布設替える。
生活用水確保対策事業（井戸ボーリング工事費助成）	水道未普及地域内にボーリングさく井工事により生活用水を確保しようとする者に対し、工事費の一部を補助することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。

# 政策 2 安全なまちづくりの推進

## 目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
移動系防災行政無線のデジタル化の進捗率	30%	100%	100%
年間犯罪発生件数	152件	144件	136件
交通事故発生件数	84件 (平成31年1月～ 令和元年12月)	79件	75件
夜間休日医療の実施率	100%	100%	100%

### 施策

## 2-1

## 切れ目ない防災対策



## 現状と課題

東日本大震災は、大規模な自然災害の恐ろしさを改めて認識させるものとなり、加えて東京電力福島第一原子力発電所の事故で放射性物質が放出されたことにより、市民の生活、産業活動などに今なお甚大な影響を及ぼしています。行政だけによる大規模災害への対応には限界があることから、市民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組む必要があるほか、人口減少や少子高齢化の進展により減少している消防団員の確保や消防設備等の充実による消防力向上に向けた取り組みが求められます。

また、本市の地勢的特性は、近年の気候変動による台風や局地的豪雨などにより河川の氾濫やがけ崩れなどを招いており、特に令和元年10月に発生した台風第19号では甚大な被害が生じました。引き続き、浸水被害や土砂災害の防止対策を推進していく必要があります。

## 基本方針

集中豪雨や大雪、安達太良山火山活動情報などの緊急情報を迅速かつ確実に伝えるため、防災行政無線やIP無線機などの整備による情報伝達体制の強化充実を図るほか、排水ポンプ等の整備による浸水対策をはじめ、気候変動の影響で起こり得る災害等への対策を進めます。加えて、避難所においてさまざまな避難者に対応するための備蓄やポータブル発電機、感染症対策用品などの計画的な整備に努めます。

また、自主防災組織の立ち上げについて支援するとともに、消防団の組織強化と団員の確保および士気高揚を図るため、活動しやすい環境整備や災害等の緊急時に対応可能な消防設備、消防機器および消防水利の計画的な整備を図ります。

さらに、森林の有する土砂災害防止、水源保持などの機能が十分に発揮できるよう、森林整備や治山対策を進めるとともに、治水対策の推進やハザードマップの検討を行います。

### 主な取組事項

事業名	事業内容
地域防災計画の総合管理 (適時見直し等)	防災関係機関の処理すべき事務または業務を管理し、必要に応じて適宜見直しを行う。
ハザードマップの総合管理 (適時見直し等)	災害危険区域等の見直しにあわせて修正を行い、全戸への配付、説明会を行い周知を図る。
国民保護措置の推進	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、その他の法令、計画等に基づき、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
自主防災組織育成事業	地域住民が協力し、平常時には災害に備えた取り組みを行い、災害時には被害を最小限に食い止める自主防災組織の立ち上げについて、出前講座や組織作りのための支援を行う。
防災備蓄品整備事業	指定避難所等で使用する食料、保存水を定期的に購入・管理するとともに、簡易間仕切りや段ボールベッドなど避難所で必要となる備蓄品を随時購入する。また、感染症対策として備えるべき備蓄品を管理し、必要数量の更新を行う。
防災設備整備事業 (防災ラジオ・防災行政情報配信システム)	防災行政情報配信システムの適正な維持管理と、防災ラジオの更なる普及に努める。
防災設備整備事業 (防災行政無線(移動系))	デジタル式移動系防災行政無線(IP無線、簡易無線機等)の適正な維持管理および運用に努める。
水防対策の充実 (内水処理対策含む)	安達ヶ原に設置する可搬型排水ポンプの適正な維持管理に努め、更なる内水処理対策として小型排水ポンプ等の導入を図る。
火山防災対策	安達太良山噴火に備えたハザードマップと避難計画について必要に応じて適宜見直しを行う。
火災予防運動の推進	安達地方広域行政組合消防本部や消防団、女性防火クラブと協力し、火防広報等を実施する。
消防団の活性化 (消防団活動の充実)	消防団の組織の強化と、消防団員の活動環境の整備を図る。
団員の資質の向上と意識の高揚 (研修訓練等の実施)	安達地方広域行政組合消防本部の協力を得て初任団員教育訓練や幹部団員教育訓練を行うほか、消防学校への派遣、出初式や検閲の実施により団員の資質向上、意識高揚を図る。
女性防火クラブ運営助成等	一般家庭からの火災を防止する等の活動を支援するため、運営費の助成を行う。

事業名	事業内容
消防団協力事業所表示制度の普及	市の消防団に積極的に協力している事業所またはその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付する。
消防施設等整備事業(屯所)	防災活動の拠点となる消防屯所の計画的な整備を図る。
消防施設等整備事業(ポンプ車)	消防力の強化を図るため、ポンプ自動車、タンク車、積載車、小型動力ポンプの計画的な整備更新を行う。
消防施設等整備事業(消防水利施設)	市内全域のバランスを考慮しながら、消防水利の計画的な整備を図る。
山岳遭難対策	関係機関、団体との連携を図り、山岳遭難における捜索および救助、その他必要な山岳遭難防止対策を行う。
一級河川未改修区間の整備促進	国、県が管理している河川について、未改修区間の整備を働きかけ、治水対策を進める。
大規模盛土造成地の変動予測調査事業	大地震時等における宅地地盤の被害を防止するため、既存の造成宅地の大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認(変動予測調査)を実施する。
民間木造住宅の耐震化促進事業	昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅の耐震化を図るため、希望する市民に耐震診断者を派遣する。また診断の結果耐震改修が必要と判断された住宅の耐震改修費用の一部を補助する。
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域として指定を受けた地域の危険な「がけ地」の崩壊を未然に防止する工事を行い、地域の住民が安心して暮らせる環境づくりを行う。
土砂災害警戒区域等指定	土砂災害が発生する恐れがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図る。

施策  
2-2

暮らしの安全対策の充実



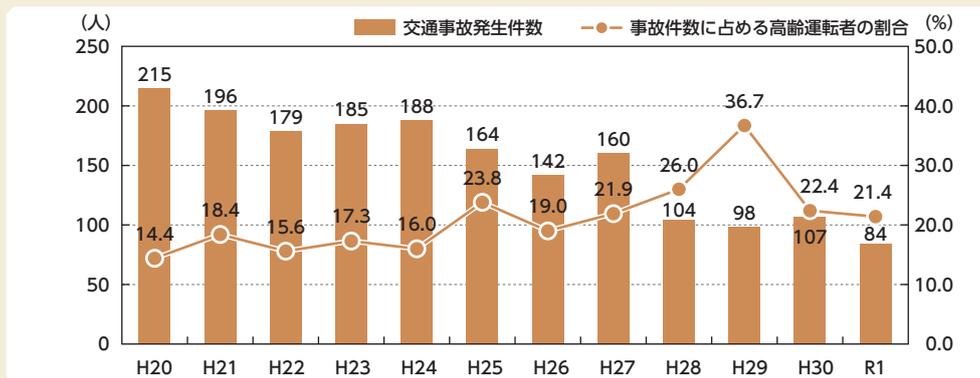
現状と課題

防犯や交通安全については、市民、警察、関係団体が連携のもと啓発活動や防止活動に取り組んでいます。特に、高齢者が関わる交通事故や「なりすまし詐欺」などの被害について、一層の対策が必要となっています。また、新法が施行された特定空家<sup>※26</sup>対策については、引き続き所有者への周知や利活用の推進など対策を講じていく必要があります。

消費者を取り巻く環境は複雑・多様化しており、新たな商品取引や悪質商法などによる被害を未然に防ぐことができるよう、平成 29 年度から消費生活センターを設置し、消費生活全般に関する相談体制を整備しています。今後は令和 4 年の成人年齢引き下げなど新たな環境変化を踏まえ、必要な知識の普及や相談体制を強化していく必要があります。

関連データ

交通事故発生件数



出典：「交通白書」（福島県警察本部）／各年

基本方針

市民、警察、関係団体と連携した広報・啓発活動をはじめ、市民の防犯意識の高揚、地域での自主的なパトロール活動を支援するなど防犯体制の強化を図るとともに、街路灯や防犯カメラの効果的な設置を図ります。

また、警察、関係団体と連携して交通安全思想の一層の定着を推進し、交通安全意識の向上を図ります。さらに、インターネットを利用した悪質商法や、高齢者を狙ったなりすまし詐欺など、複雑化する手口に対し被害を未然に防ぐことができるよう、知識の普及や関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

※ 26 そのまま放置すれば著しく保安上危険または衛生上有害となる恐れのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家。

年々増加が懸念される管理不全の特定空家等については、所有者に対して適正な管理を促す一方、所有者の意向を踏まえつつ、専門家による建築物の危険度判定も考慮し、解体や空き家バンク等を活用した利活用を促します。

新型コロナウイルスの流行により国が推進する「新しい生活様式」は、長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話対策で、ウイルスの特徴を踏まえ、正しく恐れながら、日常の生活を取り戻していく指針と位置付けて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることとしており、日常生活の中で一人ひとりに望まれる行動のポイントが示されています。

本市においても、「新しい生活様式」の定着を推進し、市民の行動変容につながる取り組みを支援していきます。

### 主な取組事項

事業名	事業内容
防犯運動の推進 (防犯協会活動助成等)	警察その他の関係機関との緊密な連携のもと、犯罪のない明るい地域社会をつくる活動を行う。また、その活動費について助成する。
地域安全パトロール隊設置事業	市民生活の安全確保と犯罪のない明るい地域づくりを推進するための活動を行うとともに、地域安全パトロール隊の拠点となる二本松奉行所の適正な維持管理に努める。
地域安全運動の推進 (防犯カメラ設置・設置補助)	安全・安心を実感できるまちづくりを実現するため、計画的に防犯カメラを設置する。また、防犯カメラを設置する地域団体に対して補助金を交付する。
交通安全推進対策事業	交通死亡事故多発警報・注意報発令への対応や通学路等危険箇所の調査・対策に取り組むほか、交通遺児の支援を行う。
交通安全運動等の推進	年4回程度実施される交通安全運動等に際して、関係機関との連携を図り、合同推進会議の開催や街頭啓発活動等を実施する。
交通安全教育専門員の設置	市民の交通安全に関する知識の普及および交通安全思想の高揚を図るため、交通安全教育専門員による交通安全教育活動等を行う。
交通安全推進団体への協力	各種交通安全推進団体への協力をを行い、市民、関係機関・団体等が一体となった交通安全運動の推進を図る。
市民交通災害共済加入促進	万一の交通事故に備えるため、市民交通災害共済への加入促進を図る。
消費者の保護 (消費生活モニター設置・消費生活相談、生活再建相談)	消費者の利益の擁護および増進を図り、市民の消費生活の安定および向上に資するため、消費生活相談等の事業を行う。
行政相談事業	行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱する委員を推薦するとともに、相談活動や研修などの補佐を行う。
家屋消毒事業	衛生的な環境を保持するため、家屋消毒事業の推進を行う。

事業名	事業内容
畜犬登録事業	畜犬登録および狂犬病予防注射を実施するとともに、飼養マナーの啓発および迷い犬等の保護を行う。
墓地の適正な管理指導	適正な墓地の維持管理ができるよう、管理者および所有者への指導を行う。
暴力団排除推進	市民や警察など関係機関と連携し、暴力団の排除のための活動を推進する。
空家等対策事業	空家の適正管理に関し、特定空家等の所有者等に対する助言や指導、勧告等を行い、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、地域の振興を図る。
空家除却費補助事業 (再掲：4-1-1 掲載)	不良度の高い空家の除却を行う者に対し、除却にかかる費用の一部を補助し、空家等の除却を促進し、居住環境の整備改善を図る。
民間木造住宅の耐震化促進事業 (再掲：4-2-1 掲載)	昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅の耐震化を図るため、希望する市民に耐震診断者を派遣する。また診断の結果耐震改修が必要と判断された住宅の耐震改修費用の一部を補助する。
「新しい生活様式」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設や飲食施設、医療機関、文化スポーツ施設等での 3 密対策支援</li> <li>・キャッシュレス決済の普及推進</li> <li>・地域の文化・スポーツ等の新たな発信の推進</li> <li>・オンライン教育や ICT 教育のための人材育成、学習支援、教育相談体制の充実</li> <li>・テレワーク用サテライトオフィス導入の推進</li> <li>・民間の ICT を用いた自動化等による効率化の推進</li> <li>・新しい旅行スタイルや新たな観光ビジネス展開の推進</li> <li>・行政手続きのオンライン化・電子処理化</li> <li>・避難所の感染症対策、新たな災害対応スタイルの構築等</li> </ul>

## 施策 2-3

# 医療体制の充実



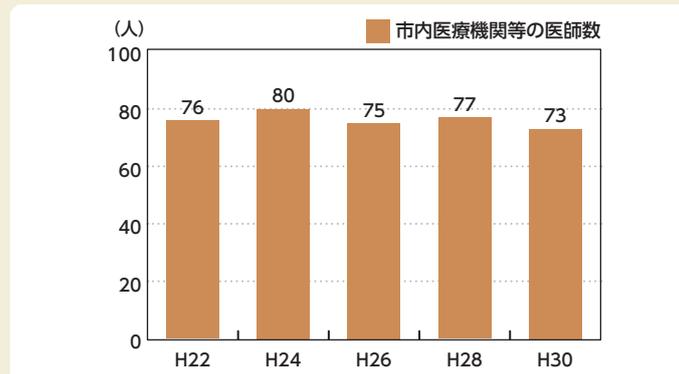
### 現状と課題

多様化する市民の医療ニーズに対応するため医師会、医療機関等との連携を進め、休日の当番医制度や夜間等の救急診療の推進に努めていますが、市内医師の高齢化が進んでいることから、休日当番医および診療所医師の確保や市民生活に直結する地域のかかりつけ医の減少が課題となっています。

また、令和元年に発生し世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、医療機関において人員・物資の大幅な不足が生じたことに伴い、感染症大流行時の対策が急務となっていることに加え、近年頻発している災害時等の医療体制の確保策も検討していく必要があります。

### 関連データ

市内医療機関等の医師数



出典：「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）／各年 12 月 31 日現在  
平成 30 年から「医師・歯科医師・薬剤師統計」に名称変更

### 基本方針

市民の多種多様な医療ニーズに迅速に対応できる体制づくりを進めるため、地域医療機関との情報交換を密にし、連携の強化を図りながら、医師等の確保に努めます。

引き続き医師会や近隣市村等との連携を強化し、休日・夜間の救急医療時の在宅当番医制を維持するとともに、受診者それぞれの症状に応じた適切な医療の提供に努めます。

また、救急医療の初期対応や感染症の大流行を見据えた対策、備品の常備を進めるとともに、自然災害時等の医療体制の確保策についても検討していきます。

主な取組事項

事業名	事業内容
地域医療機関との連携および医師確保対策	県外大学への寄付講座開設や市内公的医療機関勤務医師に対する研究費等助成、将来、市内公的医療機関の産科・小児科医師として勤務意思のある学生に対する奨学金貸与など、産科・小児科医師確保を目指す。
国保診療所診療設備整備事業	過疎地域自立促進計画に基づき、岩代国保診療所の診療設備について、老朽化した設備の更新または新たな設備の導入を行う。
救急医療対策事業 (在宅当番医制事業)	安達医師会に委託して、休日でも必要な医療が受けられるよう、医療体制の確保に努める。
救急医療対策事業 (緊急歯科当番医制事業)	安達歯科医師会に委託して、休日でも必要な歯科医療が受けられるよう、医療体制の確保に努める。
救急医療対策事業 (安達地方病院群輪番制事業)	4 病院（枳・枳記念・二本松・谷）の協力により夜間および休日の第二次救急医療体制の確保に努める。
救急医療対策事業 (自動体外式除細動器 (AED))	市内小中学校を含む公共施設へ AED を設置する。
事業所および街頭献血の推進	企業および学校等での献血推進および青年会議所、日赤、婦人会等の協力による献血キャンペーンの実施。
救急医療対策事業 (救命講習会)	緊急時に救急車が到着するまで効果的な救命行動を行えるよう、AED の操作方法や心肺蘇生法等の応急手当の方法を学ぶ。
感染症予防事業 (保健衛生医薬品)	新型インフルエンザ等の感染症の流行時におけるまん延防止のための衛生用品（サージカルマスク、N95 マスク、手指消毒液、ペーパータオル、感染防護セット等）を購入し備蓄する。

施策  
2-4

放射線対策の推進



現状と課題

放射線に対する市民の不安はいまだ大きく、不安解消のため市内全域において空間放射線量の測定を行い、市民への正確な情報提供に努めています。また、放射線の影響を最も受けやすい子どもや妊婦等に積算線量計の配布、ならびに全市民を対象にホールボディカウンターによる被ばく線量の推定などを行っています。

除染については、中間貯蔵施設への搬出や仮置場の返地について取り組んでいく必要があるほか、農地への施肥による吸収抑制対策や、自家消費農産物の放射性物質測定を行うなど、食の安全安心の確保も引き続き推進していくことが求められます。

基本方針

国・県等関係機関と連携して、可燃性除染廃棄物等の減容化と除去土壌の早期の中間貯蔵施設への搬出を推進し、仮置場の速やかな返地（原状回復）についても実施していきます。

空間放射線量率や自家消費農産物等の放射性物質の測定については、現状の安全性を認識してもらうために必要不可欠なものであることから、今後も継続的に行っていきます。測定結果は市のウェブサイトや広報紙を通じて市民に情報を提供し、健康管理の取り組みや食の安心安全確保につなげるとともに、放射線に対する不安の解消を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
放射能除染事業	仮置場等から積込場への移送を行う。また、仮置場および積込場の管理、仮置場の返地を行う。
自家消費農産物・井戸水簡易測定	放射性物質の簡易測定を行うことにより、自家消費農産物等の安全性を確保する。
空間放射線量率メッシュ調査	市内全域の空間放射線量率のメッシュ調査を行い、市民に公表する。
屋内遊び場運営事業 (再掲：3-2-2 掲載)	遊具等を活用した体力向上を目指し、子どもが安心して遊ぶことができる屋内遊び場（げんきキッズパーク）を運営する。
保育所給食食材放射能測定事業	公立・私立認可保育所等で給食食材放射線量測定を実施する。
放射線対策（健康管理）事業 (内部被ばく量測定)	東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏洩事故に係る放射線被ばくから、市民の安全と健康を守ることを目的として、市民の内部被ばく検査（ホールボディカウンター：WBC）を実施する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
放射線対策（健康管理）事業 （外部積算線量測定）	東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏洩事故に係る放射線被ばくから、市民の安全と健康を守ることを目的として、市民の外部被ばく調査を実施する。
放射線対策（健康管理）事業 （母乳の放射性物質測定）	原発事故後、不安な中で育児をしている母親らが、子どもへの放射線の影響を最小限にするための生活改善ができるよう、内部被ばく量測定、あわせて母乳育児をしている母親の母乳中の放射性物質濃度調査を実施する。
放射線対策（健康管理）事業 （放射線学習会の開催）	「低線量被ばくの影響」をテーマに現状把握、生活全般にかかる注意点等について健康学習会を行い、晩発性障がいの予防と早期発見に努める。地域において放射能に関する知識、情報等を伝えあうことができるよう支援方法を構築し、放射線への関心・意識の維持・向上を目指す。また、同じ境遇の方同士が不安や悩みを吐き出せる場とし、不安の軽減につなげる。
放射線対策（健康管理）事業 （19歳以上のがん検診実施）	19歳以上の方を対象に肺がん、胃がん、大腸がん集団検診および子宮がん、乳がん検診の集団・施設検診を実施する（子宮がん、乳がん検診は奇数年齢が対象）。
放射線対策（健康管理）事業 （健康手帳の活用）	測定結果を健康手帳に記入し、自身の健康管理に活用いただく。4カ月児健診では母子健康手帳に健康手帳の内容を追加し活用するよう勧奨する。
農業系汚染廃棄物対策事業	放射性物質に汚染された農業系廃棄物の一時保管所の管理等を行う。
風評被害対策の推進 （農産物 PR 支援事業） （再掲：2-3-2 掲載）	農畜産物の風評被害を払拭するため、安全・安心な生産および流通を確保するための取り組みを広く消費者に理解してもらうために PR 活動・販売促進事業を実施する。
放射性物質吸収抑制対策 （営農再開支援事業）	必要に応じ農産物への放射性物質の吸収抑制対策を行うとともに、利用再開の目途が立たない牧草地の保全管理等を行う二本松市地域農業再生協議会に対して補助金を交付する。
米の放射性物質検査	本県産米の安全性を確保するため県で実施するモニタリング検査に基づき適正な出荷・販売に努める。
風評被害対策の推進 （再掲：2-2-2 掲載）	東日本大震災による風評被害払拭、物産の振興を図るため、本市特産品の PR を行う。
給食食材安全性確保事業	安全・安心な給食を提供するため、給食食材および完成食の放射性物質測定を行う。

# 政策 3 自然と共生し環境にやさしいまち

## 目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
水洗化率	82%	87%	92%
太陽光発電システム導入補助件数	年31件	年50件	年50件
資源回収団体による資源回収量	年529 t	年603 t	年603 t

## 施策 3-1

### 生活排水処理による水環境の保全

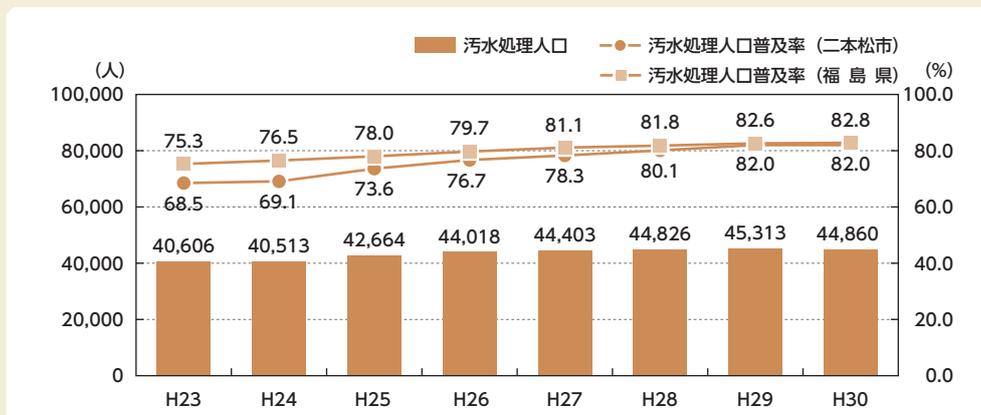


## 現状と課題

生活排水については、地域の実態にあわせ公共下水道および合併処理浄化槽で汚水を処理しています。引き続き公共下水道の接続率を高めるとともに、合併浄化槽の設置や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促し、水環境の保全に取り組む必要があります。また、今後は下水道施設の計画的な補修による長寿命化や維持コストの効率化も求められます。

## 関連データ

汚水処理人口・汚水処理人口普及率



出典：二本松市「上下水道課資料」（二本松市） 福島県「福島県下水道課業務資料」（福島県）／各年度

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

## 基本方針

公共下水道を計画的に整備するとともに、処理区域内の世帯においては下水道への接続を促進し、水環境の保全と下水道の経営健全化を図ります。また、河川や水路の水質を向上させ、快適な居住環境を確保するため、公共下水道区域外において合併浄化槽の設置や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促し、生活排水処理の適正化を進めます。

側溝排水路については、適正な維持管理を推進し、歩行者の安全を確保するとともに、集中豪雨等による雨水の氾濫防止や水質保全に努めます。

## 主な取組事項

事業名	事業内容
流域関連公共下水道事業 (二本松処理区)	流域関連公共下水道事業(二本松処理区)の施設を整備するとともに、既設の施設の計画的な調査、改修を行う。
流域関連公共下水道事業 (安達処理区)	流域関連公共下水道事業(安達処理区)の施設を整備するとともに、既設の施設の計画的な調査、改修を行う。
特定環境保全公共下水道事業 (岳処理区)	特定環境保全公共下水道事業(岳処理区)の施設を整備するとともに、既設の施設の計画的な調査、改修を行う。
特定環境保全公共下水道事業 (岩代処理区)	特定環境保全公共下水道事業(岩代処理区)の施設を整備するとともに、既設の施設の計画的な調査、改修を行う。
浄化槽設置事業	自らが居住する住宅に合併処理浄化槽を設置する者に対し補助を行う。
排水設備融資利子補給事業	排水設備等を設置して公共下水道に接続するため融資を受けようとする者に対し、その工事資金の融資額に対する利子補給を行う。
公衆トイレの維持管理	公衆トイレを適切に管理し利用者の利便を図るとともに、施設を清潔に保ち衛生環境の確保を行う。
側溝改修事業	老朽化が進み安全に支障をきたしている道路側溝の改修・整備を行い、生活環境の向上を図る。

施策  
3-2

自然と森林環境の保全



現状と課題

森林が、水源のかん養や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収など多様な機能を発揮することができるよう、「ふくしま森林再生事業」等を活用し、林業の再生に取り組んでいます。  
平成31年4月に森林経営管理制度がスタートしたことを踏まえ、今後は森林所有者に対する経営管理の意向調査等を実施していくことが求められます。

基本方針

森林の荒廃を防止し、豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、森林の有する多面的機能を維持しながら、森林整備・再生を図るとともに、間伐材等の森林資源の新たな活用を推進します。また、森林を利用した体験学習、ボランティア活動を通じ、森を守り育てる意識の向上を図っていくほか、森林経営管理制度に基づき森林所有者への意向調査等の適切な実施を検討していきます。

市民の憩いの場である自然公園については、適切な保全を実施しながら、豊かな自然を利用した環境教育や自然体験学習など、心身の健康維持・増進への活用、自然循環機能の発揮に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
地球温暖化防止対策 (気候変動対策)	国や県、周辺市町村等と情報交換を進め、広域的な対応の検討を行う。
公害防止対策の推進 (公害苦情処理、酸性雪の調査等)	国や県、周辺市町村等と情報交換を進め、公害防止について対応を行う。
公害防止対策の推進 (河川水質検査事業)	水質汚濁等の実態調査を継続して進め、快適な生活環境の維持を行う。
公害防止対策の推進 (騒音調査)	騒音等の実態調査を継続して進め、改善策等について各関係機関に要請を行う。
市民の森整備事業	市民の森の機能維持のため、下草刈り、雑木伐採、遊歩道等の整備を行う。
有害鳥獣被害対策事業 (再掲：2-3-1 掲載)	有害鳥獣による農林水産業や生活環境への被害拡大防止のため、有害鳥獣の捕獲・被害防止対策を実施する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
森林病虫害等（松くい虫）防除事業	森林資源の保全のため、松くい虫に係る防除事業を実施する。
森林環境交付金事業	森林環境の保全および森林を守り育てる意識の高揚を図るため、森林を活用した体験学習等を行う。
ふくしま森林再生事業	原発事故により森林の機能が低下しているため、森林の有する多面的機能を維持しながら、放射性物質の低減および拡散防止を図り森林を再生する。
森林経営管理事業	森林経営管理法に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を推進する。
森林ボランティア関係	森林づくりへの市民参加を推進するため、情報の提供、森林づくりの参加の機会の確保および自主的な活動等を支援する。
磐梯朝日国立公園（安達太良休養林）の保全	安達太良休養林保護管理協議会を適切に運営し、磐梯朝日国立公園内の美化を促進する。
県立自然公園【霞ヶ城・阿武隈高原中部（日山）】の保全	県自然公園指導員に対し適切な助言等を行う。
自然公園整備事業	県自然整備事業補助金を活用した施設整備を行う。

施策  
3-3

資源の循環利用と環境負荷の低減



現状と課題

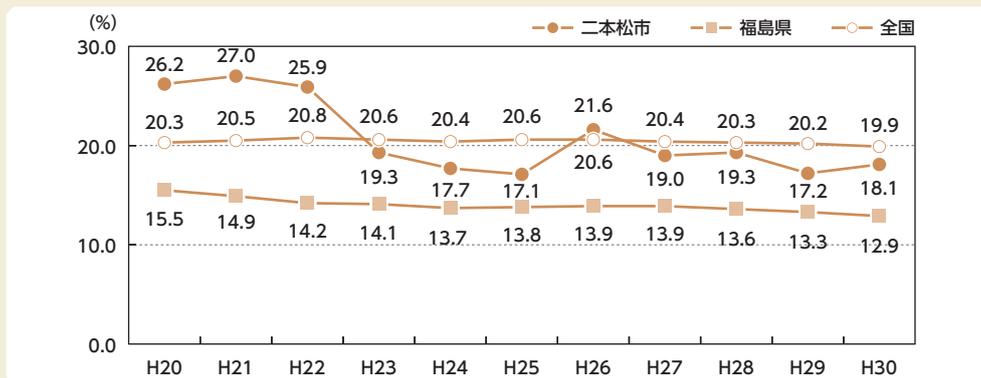
地球温暖化防止に向けては環境基本条例に基づき、環境の保全に努める必要があるほか、引き続き住宅や公共施設、事業所等への太陽光パネルの設置を推進するなど、持続可能な循環型社会の形成実現を図っていくことが求められます。

また、ごみの減量や再資源化については、改めて啓発と分別の徹底による資源化率の向上、資源回収団体の支援などに取り組んでいく必要があります。

不法投棄については、ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例を制定し、環境衛生監視員の巡回や看板設置等を行っていますが、引き続き関係機関と連携しながら指導、監督を強化していく必要があります。

関連データ

リサイクル率



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省) / 各年度

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

## 基本方針

地球温暖化防止と循環型社会の形成を進めるため、住宅への太陽光発電導入など再生可能エネルギーの推進を図るとともに、エネルギーの有効利用などについての情報発信や意識啓発に取り組みます。

ごみの減量化・再資源化については、3R運動<sup>※27</sup>や分別収集の徹底を推進するとともに、資源回収団体への助成やリサイクル活動に対する啓発、資源の再利用を推進します。また、安達地方広域行政組合による広域処理体制により、ごみ・し尿の収集・運搬や適切な処理に努めます。

さらに、環境基本条例に基づき、水質汚濁や騒音、振動、悪臭などの監視を行い、発生源に対しては適正な管理や改善の指導により公害の未然防止を図るとともに、警察や関係機関と連携し、市民の協力を得ながら不法投棄の防止を図ります。

## 主な取組事項

事業名	事業内容
再生可能エネルギー導入促進事業 (太陽光発電設備設置補助) (再掲：2-2-4 掲載)	住宅用太陽光発電システム補助を行い、市民電力の推進を図る。
資源の再利用・再資源化の促進 (資源回収事業)	資源回収の推進により、ごみの分別意識を高めるとともに、ごみの減量を行う。
環境基本計画に基づく環境保全の推進	自然豊かな環境を維持するため、自然環境への負荷低減を図る事業を行う。
清潔な環境づくりの推進 (ごみの出し方、分別収集指導)	各行政区と協力し、適正なごみの分別ができるよう指導を行う。
清潔な環境づくりの推進 (不法投棄対策)	清潔で安全安心な生活環境づくりを推進するため、不法投棄防止策を講じるとともに、不法投棄物の回収や処理を行う。
清潔な環境づくりの推進 (河川等の清掃)	美しい環境を維持するため、各行政区と協力し河川等の草刈りやごみ回収を行う。
ごみの減量化の促進 (3R運動の推進)	限りある地球の資源を大切に使用し循環型社会の構築を進めるため、3R運動の推進を行う。
ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例に基づく環境美化の推進	美しい快適なまちを目指すため、市民や事業者と協力して美化活動を進め快適な生活環境の確保を行う。

※ 27 ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）を進め、循環型社会を形成し、環境負荷の少ない持続的発展を目指すための運動。

事業名	事業内容
環境衛生事業 (安達地方広域行政組合による ごみ・し尿処理施設の運営)	ごみ・し尿処理施設・火葬場など安達地方広域行政組合で運営する施設に対し、負担金を支出し適正に管理運営ができるよう協力を行う。
公害防止対策の推進 (公害苦情処理、酸性雪の調査等) (再掲：4-3-2 掲載)	国や県、周辺市町村等と情報交換を進め、公害防止について対応を行う。
公害防止対策の推進 (河川水質検査事業) (再掲：4-3-2 掲載)	水質汚濁等の実態調査を継続して進め、快適な生活環境の維持を行う。
公害防止対策の推進（騒音調査） (再掲：4-3-2 掲載)	騒音等の実態調査を継続して進め、改善策等について各関係機関に要請を行う。

序  
論

基本  
構想

基本  
目標  
1

基本  
目標  
2

基本  
目標  
3

基本  
目標  
4

方  
策  
の  
柱

資  
料  
編

